

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 井本 義朗

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

教育部

教育政策課、生涯学習課、人権教育課、学校教育課、学校給食課、
中央図書館

2 監査の範囲

令和4年4月から令和4年9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和4年11月11日（金）から令和5年2月16日（木）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

教育政策課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	施設の修繕契約について、1 者の見積徴取とする理由に不備があるものがあった。
	措置状況	今後は適正な契約事務を行います。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	電気工作物点検結果報告書の指摘事項について、適切に対処されていないものがあった。
	措置状況	今後は適切に対処いたします。

学校教育課

(1) 財産管理事務

ア	指摘事項	寄附採納した備品について、財務会計システムに登録されていないものがあった。
	措置状況	登録されていなかったものについて、登録しました。

学校給食課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	学校給食費について、調定処理を行っていないものがあった。
	措置状況	調定処理を行っていないものについて、調定しました。今後は適正な調定処理を行います。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	産業廃棄物処理の業務委託契約について、失効している産業廃棄物処分業許可証の写しが提出されているものがあった。
	措置状況	有効な産業廃棄物処分業許可証を確認しました。今後は確認を徹底します。
イ	指摘事項	除害施設清掃等の業務委託契約について、1 者の見積徴取とする理由に不備があるものがあった。
	措置状況	今後は適正な契約事務を行います。
ウ	指摘事項	業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為である契約事務が執行されているものがあった。
	措置状況	今後は適正な予算執行をします。